

斜面の点検者に対する安全教育

開催のご案内

静岡労働局長登録教習機関

主催 建設業労働災害防止協会静岡県支部

〒420-0857 静岡市葵区御幸町9番地の9 TEL 054-255-1080

FAX 054-272-6034

<http://www.kensaibou-shizuoka.jp>

平成27年6月29日付けで示された「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」では、斜面崩壊による労働災害を防止するためには、発注者及び設計者、施工者が危険性に関する情報を共有し、相互協力を行うこととし、それぞれが実施する事項を示しています。

建災防では、本ガイドラインが、設計者及び施工者等が選任する点検者が、斜面の点検を適切に実施することを必要としていることから、以下により安全教育を実施します。

なお、ガイドラインに記されている点検表は発注者も利用することから、設計者及び施工者は、該当する者が本教育を受講するようお願いいたします。

記

1. 受講対象者

- (1) 設計者 斜面の設計に従事する者
- (2) 施工者 元方事業者となる総合事業者の現場担当者または現場所長等
関係請負人等となる専門事業者の職長、作業主任者または監視担当者等
- (3) その他 斜面の点検を行う調査者

2. 受講料

受講料 7,240円、テキスト代 2,060円、昼食代 700円 合計 10,000円（税込）

（※当支部会員はテキスト代 1,000円を補助します。）

3. 受講料の支払

振込みの場合は下記口座をお願いします。

三井住友信託銀行 静岡支店 普通預金 No.7519901
静岡銀行 呉服町支店 普通預金 No.1095374

注 - 1 名義人は、いずれも**建災防静岡県支部(ケンサイボウシズオカケンシブ)**

注 - 2 指定の振込用紙はありませんので、銀行備え付けのものをご使用ください。

領収証の発行は、振り込み明細をもって代えさせていただきます。

領収証が必要な場合は、現金でお支払いください。

4. 受講申込手続

- (1) 受講申込書及び受講票に必要事項を記入し、押印のうえ写真（2枚）を貼付して、予約後10日以内に建災防支部に受講料を添えて申し込んでください。
- (2) 写真は無帽・正面・無背景で、胸から上が写っている申請日6ヶ月以内に撮影したものとします。
(※サイズは縦3cm×横2.5cmで、コピー紙等に写したものは使用できません。)
- (3) 本人確認のため、イ・ロ・ハのいずれかのコピーを受講申込書に添付してください。

※お預かりした証明の写しは当支部で責任をもって管理します。

イ	写真付きの公的なものいずれか1点	自動車運転免許証、個人番号カード(マイナンバーカード)の表面、在留カード等
ロ	写真の無い公的なもの ①②より各1点	①住民票または国民健康保険証 ②国民健康保険証以外の健康保険証または年金手帳
ハ	①公的なものと②写真付きのもの各1点	①住民票または国民健康保険証 ②建災防静岡県支部が発行した技能講習等修了証(写真付)または公的機関が発行した資格証明書(写真付)

- (4) 外国人労働者の方は「在留カードに記載されている氏名」を受講申込書の氏名欄に記入していただきますので、在留カードのコピーを申込書に必ず添付してください。
- (5) 予約後10日以内に建災防支部に講習会費を添えて申し込んでください。
- (6) 受講票は、講習会費納入の確認が出来次第発行します。
- (7) 定員の都合により希望日に受講できない場合があります。
- (8) やむを得ない理由により受講できなくなった場合には、指定受講日の10日前までに申し出てください。以後の取り消しについては受講料の返還はできませんのでご了承ください。

5. 受講時の注意

- (1) 当日は、受講票及び筆記用具を持参してください。
- (2) テキストは講習当日、会場でお渡しします。
- (3) 遅刻、早退等により規定の時間数を受講しない場合には失格となり、修了証は交付しません。
- (4) 受講票は全講習が終了するまで汚損紛失しないようお気を付けてください。
- (5) 修了証は、講習終了時に交付します。

6. 講習開催日及び会場等

- (1) 以下の日程で開催します。
- (2) 開始 9 時 55 分、終了 15 時 30 分頃の予定です。(※開始 10 分前に受付を終了してください)
- (3) カリキュラムと会場は、以下の 8、9 をご覧ください。
- (4) 一会場 50 人程度となりますので、早めの申し込みをお願いします。

7. 講習の科目及び時間

科 目	範 囲	時 間
斜面掘削工事での労働災害発生状況等	<ul style="list-style-type: none">・全産業、製造業及び建設業での死亡災害発生状況・斜面崩壊による労働災害の現状	30分
関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生規則の関係条項	30分
斜面崩壊の危険性に係る情報の共有による労働災害の防止	<ul style="list-style-type: none">・発注者、設計者及び施工者の三者の掘削斜面の状況等に関する情報共有の重要性・調査、設計から施工終了までの点検の流れ・設計・施工段階別点検表、日常点検表、変状時点検表及び異常時対応シートの使用目的等	30分
点検表の使い方及び解説並びに点検表等への記載例	<ul style="list-style-type: none">・設計・施工段階別点検表、日常点検表及び変状時点検表の使い方、各点検項目の解説及び判断基準・日常点検表または変状時点検表による点検の結果、点検項目に○が付く、又は異常現象が「有」となった場合の措置・異常時対応シートの使い方及び解説・各点検表及び異常時対応シートの記載例	90分
点検結果に基づく措置	<ul style="list-style-type: none">・点検結果に基づく安全性の検討・日常点検表及び変状時点検表で異常が把握された場合の応急的対策・異常時への対応のための災害防止対策・点検結果を受けた発注者、設計者、施工者の連携等	60分
		4時間